

ジェレミ・ベンサムの主権国家論

——啓蒙専制主義から人民主権論へ——

The Development of the Concept of the Sovereign State in Jeremy Bentham  
—— From Enlightened Despotism to Popular Sovereignty. ——

西尾孝司

目次

- 一 はじめに
- 二 初期ベンサムの主権国家論
- 三 初期ベンサムの啓蒙専制主義と「刑法」的立法改革論の展開
- 四 急進的議会議会改革論への転換
- 五 急進的議会議会改革論の展開

## 一 はじめに

西洋政治思想史におけるジュレミ・ベンサム的位置はあまり高いとはいえない。古典古代から現代までの思想史の通史的概説書においてベンサムが独立の一章を与えられる場合はきわめて稀なのである。その弟子であり、その批判者でもあるジョン・スチュアート・ミルの方がかれに比較して高い評価を与えられているのが一般的なようである。仮にミルのそのような評価が正当なものであったとしても、ベンサムの評価はあまりにも低くすぎるものといわざるをえないのである。

その理由としてはいくつかの理由があげられるであろうが、その主たる理由として、ベンサムがあまりにも倫理学の分野にかたよって読まれてきたことがあげられるであろう。ベンサムの不幸は、かれの初期の代表作の一つでしかない『道德および立法の諸原理序説』<sup>1)</sup>があたかもかれの全著作を代表する著書であるかのごとくに位置づけられてしまったところに起因しているといえるのである。この傾向は、欧米の研究者にもいえることではあるが、とくに日本の研究者の間では顕著なものである。

ベンサムを正当に評価するためには、かれの初期・晩年を通して一貫しているかれの国家構造論すなわち憲法理論に着眼し、その思想史的意義を明らかにしなければならないであろう。政治思想史におけるベンサムの最大の貢献は、近代のデモクラシーに対するそれであり、いわゆる議会制民主主義に対して理論的正当性を与えたところにあるといえるのである。かれは、近代デモクラシーに理論的な貢献をした代表的な思想家の一人にほかならないのである。

このような視点からベンサムを再評価しようとするならば、『道徳および立法の諸原理序説』に対する従来の不当に高い評価を改める必要があり、逆に、かれの憲法理論の思想上における画期的意義こそが確認されなければならぬのである。

もとより、このことは、ベンサムの道徳哲学を軽視してもよいということの意味するものではない。かれの憲法理論は、その道徳哲学に裏づけられたものであって、道徳哲学なくしてはその憲法理論の成立と展開はありえなかったであろう。かれは、その道徳哲学のゆえにこそ、それにふさわしくない十八世紀末のイギリスの政治体制を批判せざるをえなかったのであり、その道徳哲学にふさわしい新しい政治体制を追求せざるをえなかったのである。このかぎりにおいては、ベンサミズムの全体系において占める道徳哲学の位置は基本的かつ決定的なものであって、かれの道徳哲学がいわゆる功利主義として定式化されたことと政治思想上における基本的な意義は看過されてはならないであろう。

それにもかかわらず、政治思想史上におけるベンサムの輝かしき業績はその民主主義的な憲法理論の展開にあることが強調されねばならないのである。この小論は、そのような視点からかれの憲法理論に焦点をしばりつつ、ベンサムにおける民主主義的な憲法理論の成立と展開を考察しようとするものである。

## 二 初期ベンサムの主権国家論

ベンサムは、一七七六年四月に『政府論断章<sup>2)</sup>』を公刊した。これは、かれの処女作である。この処女作は、匿名で五〇〇部が原稿料なしで公刊された。本書は、ウィリアム・ブラックストーン『英法釈義<sup>3)</sup>』に対する批判と

して書かれたものであり、そのテーマは主としてかれの憲法理論に対する批判にしばられている。ブラックストーンといえば、いうまでもなくオックスフォード大学教授として当時のイギリスにおいては絶大の権威をもつ憲法学者であった。ベンサムはオックスフォード大学においてかれの講義を聴講しているが、その講義には終始批判的であった。そのブラックストーンに対する批判をもってかれはその批判的活動を開始したのである。

ベンサムの出発点が主権理論の視点からブラックストーンを批判するところにあつたことは忘れられてはならないことである。ここでブラックストーンとは、ベンサムからみるならば、名譽革命によって確立された「ホイッグ寡頭制」そのものにはかならないものであり、かれの前にはそれは「アンシャン・レジーム」として立ちあらわれていたのである。

この点と関連して、もう一つ忘れられてはならないことがある。それは、手稿のまま未公刊にうずもれてしまつた『英法釈義注解』<sup>4)</sup>である。この手稿は、一九二八年にC・W・エベレットによつてはじめて公刊に至るものである。これは、その分量においては『政府論断章』の約三倍にちかひもので、しかも『政府論断章』よりも早く執筆に着手されたにもかかわらず、なぜか未公刊のままうずもれてしまつたものである。

この二つの著作はいずれもブラックストーン批判というテーマで貫かれており、それは姉妹編である以上の一体性をもっている。しかもこの両著を合体するならば、ベンサムの数多い著作の中でも膨大な著作の一つに数えられるものとなつて、それはベンサミズムの中ですます重要な著作となるのである。それは、ベンサムの中でブラックストーン批判がいかに重要な位置を占めていたかを物語るものでもあろう。このかぎりであれば、ベンサムは、初期・晩年ともに一貫してブラックストーン批判に終始したというも過言ではないのである。

それでは、具体的には、ベンサムはどのような視点からブラックストーンを批判しようとしたのであろうか。

もちろんその批判の視点は多岐にわたっているが、その中でも最も重要なものは、かれの「混合政体論」に対する批判であろう。

ブラックストーンは『英法釈義』の中で、当時のイギリスの政体を、民主制、貴族制、および君主制が結合した完全無欠の理想的な体制であるとしつつ、これを無条件で賛美していた。かれによれば、民主制は「善良」を、貴族制は「英知」を、君主制は「力」をそれぞれに象徴し、イギリスではこれらは庶民院、貴族院、国王にそれぞれ具現化されており、イギリスの国家構造は完全無欠にして完璧なものである<sup>6)</sup>。かれが絶賛してやまなかった十八世紀のイギリスの混合政体は、じつは、名譽革命によって確立されたものであり、後世の歴史家たちによって「ホイッグ寡頭制」と名づけられるものである。かれの混合政体論は、明らかに、ロックおよびモンテスキューの権力分立論を全面的に継承するものであって、それはまさしく当時の体制イデオロギーにほかならなかった<sup>7)</sup>。それは、全き現状肯定と現実賛美に終始していたのである。

ベンサムのブラックストーンの混合政体論に対する批判には二つの視点があつた。一つはその権力分立論に対するものであり、もう一つはその現状肯定的な体制賛美論に対するものである。この二つの視点は密接不可分に関連していることはいうまでもない。かれは、後者においては「改革」の必要性を強調しようとしたのであり、前者においてはそのような改革の「主体」を創造しようとしたのであつた。

ベンサムには、まず、改革の緊要性の認識がある。事実、『政府論断章』の冒頭においては、改革の必要性が強調され、その原理は「最大多数の最大幸福の原理」であることが宣言されているのである。かれがブラックストーンを批判せざるをえなかった最大の理由は、その現状肯定的な体制賛美論からは改革の必要性の認識は全く成立しないとするところにあつた。ついで、かれは、改革の主体がブラックストーンが賛美していた当時のイギリス

の混合政体には全く欠落しているとする認識に立ちつつ、改革主体を創造する必要性に迫られていたのである。かれの混合政体論批判は、別言すれば、強力な改革主体を創造するためには避けて通ることはできなかったものであるといえるであろう。

ベンサムは、これらの二つの課題を二元的な主権理論の展開によって同時に解決しようとしたのであった。かれは、主権を定義してつぎのように述べている。「最高統治者のもつ権力の領域は、無限のものではないが、明白な協定によって制限されることがないかぎり、不確定のものであると認めざるをえない」<sup>8)</sup>。

このようなかれの主権の定義は、ホッブスの主権論の復権であるといわねばならない。ホッブスは『リヴァイアサン』(二六五一年)において、一元的・絶対的・全能的・無制限的・不可譲的・不分割的な主権論を展開している。かれは、このような絶対的な主権的権力の確立によってピューリタン革命期の社会的無秩序状態つまり戦争状態としての自然状態を克服しようとしたのであった。もちろん、ベンサムにはホッブスほどの危機意識はない。けれども、かれは、産業革命の進展による社会的・経済的な大変動にもかかわらず、政治社会がなんら変革されず停滞した情況にとどまっていることに大きないらだちを感じていた。そのような停滞のうちに、ブラックストーンは「調和」をみていたが、ベンサムは「混乱」をみていたからである。

ベンサムは、そのような混乱期において法律家に要求されている最も必要な能力は、「批判的精神」であると考えている。ところで、現状を肯定的に賛美しているブラックストーンにはそのような批判的精神は望むべくもないであろう。事実、ベンサムは、「かれの目的は、イングランドの諸法はどのようなものであったかということとわれわれに説明することであった。『法はかく書かれたり』は、かれが考慮しようとしていた唯一のモットーであった」<sup>10)</sup>と述べて、ブラックストーンを痛烈に批判しているのである。

これに対して、ベンサムは、いま必要なのは法解説者ではなく、法批判者<sup>10)</sup>であることを強調している。法批判者は、すでに存在する法のたんなる解説に終始する法解説者とは根本的に違って、あるべき法を開示するものであり、あるべき法を開示するものであるかぎり既存の法を批判せざるをえないであろう。かれは、「法解説者に属することは、立法者とその下で働く裁判官がすでに下したところのものを示すことであり、法批判者に属することは、立法者が将来においてなすべきところのものを開示することである<sup>11)</sup>」と述べている。法批判者は立法者ではないが、立法者たらんとしてあるべき法を開示するところに成立すべきものなのである。しかも、かれは、あるべき法とは普遍的なものであり、万国的なものであると考えている。したがって、法批判者は、「世界の市民たらねばならない<sup>12)</sup>」のである。

こうして、ベンサムは、「批判的法学、censorial jurisprudence の重要性を強調したのであった。それは、具体的にはブラックストーン批判という形をとりながらも、より一般的にはコモン・ロウ体系そのものの批判を目ざしつつ、究極的には制定法の体系としての「法典編纂」codification を目指そうとするものであった。法典編纂は、初期ベンサムから晩年のベンサムにまで一貫して流れている基本的な課題なのである。

このようにベンサムは立法改革者として出発したのであった。かれは、法の改革つまり新しい立法によって人間と社会と政治とを变革しようとしていたのである。その場合、少なくとも二つのことが問題となるであろう。その一つは立法改革の内容の問題であり、もう一つは立法改革を推進しうべき主体の問題である。前者は次節でみるとおりであるが、後者については、かれは『政府論断章』においては主権論の展開によってその解答を見出すようとしているのである。

ベンサムは、「主権」をより具体的には「最高法制定権力」supreme power to make laws であると規定

している。その最大の特徴は、主権を最高権力であると規定すると同時に法制定権力であると規定しているところにあるといえる。すなわち、ベンサムにとって主権とは立法権力そのものにはかならないのである。それは、主権の属性として一元的・絶対性という属性を必然的に導出するものである。ベンサムにおいては行政権および司法権は最高立法権力としての主権の従属的権力として位置づけられており、いわゆる権力分立論は否定されている。かれの主権論のユニークさはこの一点にあるといえよう。

かれの主権論はすでにみたようにホッブスの主権論の十八世紀的再生といえるのであるが、それはかれがホッブスと同じく一元的・絶対的・不分割的な最高権力としての主権を構想したかぎりにおいて妥当性をもつにすぎないものである。主権論においてかれは、けっしてホッブスのエピゴーネンではなかった。ホッブスは主権の属性を定義しつつ、その主たる属性として、立法権、司法権、統帥権、人事権、賞罰権、検閲権などの雑多な権能を列挙しており、<sup>13)</sup>ここでは立法権は主権の一つの重要な権能であるにすぎず、立法権と主権とは等置されていないのである。

これに対して、ロックは、主権は立法権、行政権、連合権に分割されねばならないとしつつ権力分立論を主張したが、これらの三つの権力は全く同等のものではないとして、立法権力が最高権力であると規定している。ロックの主権論の最大の意義は、主権の分割を主張しつつも、最高権力を具体的には立法権力であると規定したところにあるといえよう。<sup>14)</sup>

ベンサムは、権力分立を否定した点ではホッブスの影響をうけながらも、主権の重要な権能を立法権力にあるとしたかぎりにおいてロックの影響を強くうけているといえるのである。

ベンサムによれば、最高立法権力としての主権は、無制限的であり、いかなる義務をも負うものではない。<sup>15)</sup>主



権は、最高権力としてあらゆる義務から免れている。かりに主権に義務があるとしても、それは主権者の意志を臣民の中により広く知らしめるといふ道義的な義務があるのみである。<sup>16)</sup>この点ではかれはロックと根本的に違っている。ロックは、最高権力としての立法権にも一定の限界があることを明確に指摘しているからである。<sup>17)</sup>ロックの権力分立論の思想史的意義が強調される所以はここにある。これに対してベンサムは、主権にいかなる限界をもみていないのである。

このようにベンサムは、主権を無制限的かつ絶対的なものであると規定することによって、法とは何かという法の新しい定義の問題に逢着せざるをえなかった。その際、かれは、ブラックストーンの法とは主権者の意志であるとする法 $\parallel$ 主権意志説を不明確であると批判しつつ、法とは主権者の命令であるとする法 $\parallel$ 主権命令説を対置している。<sup>18)</sup>これは、ホッブスの法観念の再生にほかならなかった。法 $\parallel$ 主権命令説は、一元的・絶対的主権理論のコロラリーとして成立をみるものなのである。

こうしてベンサムは、絶対的主権論と法 $\parallel$ 主権命令説とによって、政治的・社会的諸改革を $\langle$ 立法 $\rangle$ によって実現可能な理論的展望を獲得したのであった。法が絶対的主権者の命令であるかぎり、かれにとっては政治的・社会的諸改革は立法者の命令にほかならない $\langle$ 立法 $\rangle$ によって実現可能なものとなるであろう。残る問題は、そのような絶対的主権の $\langle$ 主体 $\rangle$ の問題であり、立法改革のプログラムの問題であった。

### 三 初期ベンサムの啓蒙専制主義と「刑法」的立法改革論の展開

初期ベンサムは、デモクラットではなかった。かれは、はじめから、「功利の原理」と「最大多数の最大幸福の

原理」を主張し、これらの諸原理にもとづく政治的・社会的諸改革の緊要性を痛感していたことは全く確かなことである。けれども、かれはそのような諸改革を下からの民主主義的な方法によって遂行しようとしたのではなく、十八世紀のイギリス議会はまだ選挙法が根本的に改革されておらず、下院はスクワイヤーといわれる特権的な大土地所有階級によって独占されており、それはとうてい民主主義的議会とよべるようなものではなかった。<sup>19)</sup>したがって、かりにベンサムが民主主義的な方法によってその立法改革を遂行しようとしても、それはとうてい不可能であつたであろう。

初期ベンサムは、絶対的主権の主体を「啓蒙君主」に求めた。それは同時にかれの立法改革の推進主体でもあつた。

それではなぜかれは立法改革の推進主体として啓蒙君主に期待を寄せたのであろうか。それは、かれが大陸の啓蒙君主たちが自国の大胆な諸改革に取り組みこれを断行しつつあることを目の当たりに見ていたからである。十八世紀は、啓蒙専制主義の時代でもあつた。その著名な君主たちの中には、フリードリヒ大王、エカテリーナ女帝、グスタフ三世、レオポルト、マリア・テレジアなどがあげられよう。この中でもベンサムがとくに期待を寄せたのがロシアのエカテリーナ女帝である。<sup>20)</sup>かれは、ロシアの立法改革者たらんとして、その推進主体としてエカテリーナ女帝に大きな期待を寄せていたのである。

ベンサムは、初期・晩年ともに、本質的に十八世紀的コスモポリタニズムの典型であつた。すでにみたように、かれは法批判者は世界の市民たらねばならないと考えていたが、それは法批判者の開示する立法改革案は普遍的なものでなければならぬということの意味するものでもある。こうして法批判者は本質的にコスモポリタニたらねばならないのである。ベンサムの圧倒的影響をうけていた若きミルが「世界の改革者にならう」と意欲<sup>21)</sup>

に燃えていた所以である。ベンサムは、まさに世界の立法改革者たらんとしたのであり、なかならずロシアにその可能性を求めていたのであった。しかしながら、一七八五年のロシア旅行は、かれにロシアへの大いなる幻滅をもたらし、エカテリーナへの憧憬は大いなる失望に変わる。けれども、かれは、なおも世界の立法改革者たらんと願いつづけたのであった。<sup>22)</sup>

このようなかれのコスモポリタニズムは、熱烈な理性信仰にもとづく歴史意識の欠如から成立したものであったといえる。理性が普遍的であり、あらゆる人間が理性的存在への完成可能性をもつかぎり、暗い過去の歴史を一挙的に断ち切り、光輝あふるる理性の王国へと飛躍的な跳躍が可能なるものであると考えられているのである。その跳躍台としての役割を初期ベンサムは「啓蒙専制」に求めたのであった。それは、理性信仰と歴史意識の欠如にもとづく必然的な結果であった。そしてそれは、結果的にはあまりにも現実を無視する樂觀主義にはかならないことが露呈するものでもあった。

初期ベンサムには、『政府論断章』のみならずその他の著作においても、主権の機構論とその構成原理についての積極的な主張がみられない。もしかれがデモクラットとして出発したならば、直ちに、議会とその構成原理としての選挙制度論がその俎上にのぼったことであろう。初期ベンサムには、機構論的には、議会という觀念も選挙という觀念も全くないといってもよいのである。しかしながら、かれは君主主権論を積極的に展開しているわけではない。ましてや国王大権を積極的に擁護しているわけでもない。かれは、主権論をあくまでも理論的なテゴリーの枠組の中で展開しているのであって、その具体的かつ実際のな機構論にはほとんど言及していないのである。ここには、初期ベンサム解釈の大きな困難性があるといわねばならないのである。

ベンサムは、『法一般論』<sup>23)</sup>の中で、「主権者とは、政治社会全体が（どのような理由によるかを問わず）その意志

に、しかもその他のいかなる人の意志よりも優先して服従をはらう傾向にあると思われる一人ないしは数人の「**集団を意味する**」(強調―引用者)と述べており、主権者を「一人ないしは数人の集団」に限定している。これは、少なくとも、民主主義的な人民主権論を否定するものである。さらに、かれは、同著作において、「イギリスにおいては主権は国王・貴族院・庶民院に集められている。しかしながら、主権がそのような複合体ではおよそ命令を発することはほとんど不可能であろう。たとえ命令が発せられたとしてもそれは立法の行為とはみなされないであろう<sup>25)</sup>」と述べて、権力分立的な当時のイギリスの国家構造をアナーキーであると批判しているのである。<sup>26)</sup> このように人民主権論を否定したかれの一元的な主権理論は、機構論的には必然的に君主制に帰着してゆかざるをえなかったものと考えられるのである。

この点に初期ベンサムとロックの最大の違いがある。ロックは、最高権力としての立法権力の主体を二院制の議会においている。ベンサムはこれを明らかに君主においているのである。前者においては君主は議会に服従しなければならなかったのに対して、後者においては議会は有名無実化され君主にあらゆる権力が集中しているのである。このかぎりでは、ベンサムのような議会無視の絶対的主権論の展開は、ロックの理論的遺産を真向から拒絶するものであり、あたかも名誉革命以前の絶対王政への復帰を求めたものといわざるをえないであろう。ただし、これは単純なる復帰ではありえない<sup>27)</sup>。そこには新しい決定的な要素がつけ加えられているのである。〈啓蒙〉という要素である。この意味では、かれは、啓蒙的絶対王政すなわち啓蒙専制主義を求めているといえるのである。かれは、主権は絶対的たらねばならないと同時に啓蒙的たらねばならないと考えていた。初期ベンサムは、そのような主権の主体を君主に求めたのである。ここでは君主以外の人々は、臣民としてまっぴら服従するのみである。

それゆえにこそ、かれは、議會を、とくに貴族院を激しく攻撃したのである。かれにとって議會とは、貴族階級と同義語であり、特権階級と同義語であった。それは、「邪悪な利益」を追求している排他的集団にはかならない。それは、主権の絶対性にも啓蒙性にも反していたのである。晩年においてかれは、名譽革命を、「スチュアート王朝をゲルフにとりかえ、そうして腐敗を増幅した」<sup>28)</sup>だけであると激しく批判しているが、このようなかれの名譽革命観は初期・晩年をとおして一貫したものであった。その批判の矛先は、明らかに議會と貴族階級に向けられているのである。とくにかれの貴族階級に対する激しい批判は、初期から晩年まで終始一貫したものであって、晩年の大著『憲法典』においてはその激越さは増幅しているほどである。<sup>29)</sup>

初期ベンサムには議會という觀念自体が存在しなかった。それは、かれが、人民主権と権力分立論を否定し、最高権力としての主権を法制定権力と全く同義にとらえているかぎり、しかもかれが貴族階級を終始一貫批判しつづけたことをも考慮するならば、明らかであろう。

こうして、ここに初期ベンサムの啓蒙専制主義が成立をみるのである。これは、理性信仰を大前提に一元的な主権理論にもとづいて成立したものである。

しかしながら、初期ベンサムの啓蒙専制主義は、もう一つの契機にもとづいて成立したものであったことは忘れられてはならないであろう。それは、かれの立法改革の内容と深くかかわっている。すなわち、その立法改革の内容は、《啓蒙専制》によって充分に実現可能なものだったのである。

それでは、その立法改革の内容とはどのようなものであったのであろうか。それは、結論的にいえば、《刑法》<sup>30)</sup>にかかわるものにはかならなかった。初期ベンサムの立法改革論において刑法は決定的に重要な位置を占めている。それは、かれが、モンテスキューやベッカリアの影響を強くうけつつ、刑法を理性の王国を実現するため

の決定的な媒介装置として位置づけていたからである。<sup>30)</sup>そして、そのような刑法の改革を実現すべき推進主体として、かれは啓蒙専制に憧憬にもちかいほどの大きな期待を寄せたのである。事実、大陸の啓蒙君主たちは、とくに刑法の改革を重要視していたし、刑典の編纂に着手していた。世界の立法者たらんとしていたベンサムにとって、そのような大陸の啓蒙君主たちは百万の味方を得たかのごとくであって、その改革推進力は大きな魅力となっていたのである。

初期ベンサムにおいては、なぜ刑法が理性の王国への決定的な媒介装置として考えられていたのであるか。かれの理想とする社会は「犯罪なき社会」である。かれは、あらゆる人間の理性的存在への完成可能性を信ずるオプチミストであった。そのようなオプチズムからするならば、現世はそれ自体としてすでに理性の王国にはかならないであろう。そのような理性的人間観からするならば、論理的には犯罪は起こりえないからである。ところが現実には犯罪は生起する。これはどのように説明されるのであろうか。かれは、現実の犯罪は人間の理性法則の法則外的現象であり、犯罪者とは理性的人間の例外的逸脱者であると考えていた。かれは、人間はその本性からして犯罪を犯すことはありえないと考えていたのである。

こうして犯罪なき社会の実現を目指す初期ベンサムにとっては、二つの社会的装置を確立することで充分であった。この二つの社会的装置を確立することによって、人類は徐々に犯罪なき社会に向って完成されてゆくものと考えられている。その一つは、人間の理性に訴えることによって犯罪を予防しようとする装置であり、これは罪刑法定主義にもとづく刑法の確立によって実現するものである。その基本は、刑罰の苦痛がつねに犯罪的利益よりも上回るように刑罰を設定することによって、犯罪は結果的には引き合うものではないことを人々に銘記させる<sup>31)</sup>ところにある。ここに刑罰算術が要請されるのである。もう一つは、すでに犯罪を犯してしまった犯罪者に

対する装置であり、犯罪者を矯正して理性人に改造する装置である。かれは、それまでの監獄の観念を基本的に転換しつつ、矯正と労働を主たる目的とする新しい監獄を構想し、これを自から「パノプティコン」Panopticon という新造語によって表現した。<sup>32)</sup> パノプティコンは、犯罪人を理性人に改造する矯正装置なのである。

初期ベンサムは、これら二つの刑法的装置によって人類は犯罪を徐々に駆逐しつつ完成された理想社会へと前進できるものと考えていた。そしてその究極には、理性の王国が描かれていた。こうしてイギリスにおいてかれは、パノプティコンの建設運動に取り組んだのである。しかしこれは挫折し失敗に終る。<sup>33)</sup> それは、かれが改革の主体として期待していた啓蒙専制がイギリスにおいても全くの幻想にすぎなかったことを明らかにしたのである。この時以降、かれは、君主は専制的ではありえても、啓蒙的たることはありえないと考えるようになる。そして、これは、晩年のベンサムの激しい君主制批判の決定的な契機となってゆくのである。

#### 四 急進的議会改革論への転換

これまでのベンサム研究史において、晩年のベンサムの急進主義化の基本的な契機がパノプティコン建設運動の挫折とかれのジェームズ・ミルとの出会いにあったとする見解がゆるぎない通説となってきた。その代表的な研究書として、エリ・アレヴィ『哲学的急進派の形成』(一九〇一年)があげられる。しかも本書が公刊されて八〇年もの歳月が経過したにもかかわらず、このアレヴィ説をいっそう補強する資料ないしはこれを覆すことのできる資料のいずれもが現段階では発見されていないのである。

一七九〇年から一八一〇年代までの約三〇年間のベンサムの思想的足跡を辿るとき、そこには埋めることの

できないいくつかの重大な欠落がなおも存在する。それらの欠落部分のうちには、まず、パノプチコン建設運動それ自体の詳細な経過があげられるであろうし、その挫折の真の原因もあげられねばならない。また、かれとジームズ・ミルとの出会いとその後の両者の関係をめぐる真相があげられるべきであろう。アレヴィは「ベンサムはミルに学説を与え、ミルはベンサムに学派を与えた」<sup>35)</sup>と述べているが、この両者はどちらがどの程度に影響を与え合ったのかはなおも不明のままであるといわざるをえないのである。

バーカーも指摘するように、<sup>36)</sup>ベンサムの急進的な議会改革論の形成にミルが決定的な影響を与えたというよりも、それはベンサム自身が独目的に成し遂げたものであると考えるのが妥当であるといえるかもしれない。そのように考えるならば、アレヴィが指摘するように、一八〇八年のミルとの出会いによってベンサムの中に「突然の革命」<sup>37)</sup>が引き起こされたと考えすることは、はたして正しい解釈であるかどうか疑問となる。ベンサムの急進主義化は、はたして突然の革命によってなされたものなのであるか、それとも漸進的な変化によってなされたものなのであるかが問題となるのである。

さらに、この期のベンサムにとっては、あらゆることが失意と不首尾に終わっていることが指摘できるであろう。世界の立法者たらんとしたベンサムは、その法典編纂を、ヨーロッパの諸国やアメリカの諸州、さらには南米のメキシコやヴェネズエラにすら哀願にもちかい形で申し入れたのであったが、これらはすべて不首尾に終わっており、かれの啓蒙専制主義に深刻な反省を迫ったものと推測できるのである。

また、一八〇五年には、ランズドーン侯が他界しており、これがベンサムの心理に大きな転機をもたらしたことも考えられるであろう。ランズドーン侯は、ベンサムが一七八一年に知遇を得てからかれの有力な支援者であった<sup>38)</sup>。その他界は、かれから政界への有力な手掛りを奪うものであったことは確かであろう。パノプチコン建設



運動がかれと交際のあった政界の有力者たちの個人的援助によって進捗をみていたことを考えるならば、ランズドーン侯の他界はかれにとって相当の痛手であったと考えられるのである。

あらゆる意味でこの期のベンサムは、いかんともしがたい閉塞情況に陥っていたといえるであろう。かれにとっては、現実の世界は全く不本意な情況であって、かれの目ざした普遍的法学はまさに風前の灯のごとくであった。それは、かれの刑法理論とそれを実現するための方法があまりにも現実に対して不適応であったことを鮮明にするものであったといえる。それは、かれの目ざした壮大な法典編纂の計画が結局は幻想でしかなかったことを鮮明にしたのである。

それゆえ、かれは、その壮大な心意気にもかかわらず、現実には何事をもなしえぬ八方塞がりの情況の中で失意のどん底にあったと考えられるのである。もしこのままかれが失意のうちに法学的思索を断念してしまつたらば、おそらくかれは政治思想史上にその輝ける名をとどめることはできなかつたであろう。かれが近代デモクラシーの形成史上においてその輝ける名をとどめたのは、そのような挫折と失意の中から普遍的法学の主たる内容を刑法から憲法へと転換し、国家構造の民主主義的改革を主張することによつてであった。それは同時に、それまでの啓蒙専制主義との訣別を意味した。じつに啓蒙専制主義こそが初期ベンサムの挫折と失意をもたらした元凶にはかならない。かれは、普遍的法学の内容を再吟味すると同時にその推進主体を上からでなく下から再構築せざるをえなかつたのである。

こうして普遍的法学の再吟味の結果、刑法から憲法にかれの思索は向けられることになつた。そして、漸進的な変化を辿りながらも、究極的にはかれは《人民主権論》へと到達してゆくのである。人民主権論においては、まず憲法の改革が最も重要な課題として提起され、その改革主体は《人民》それ自身にはかならないものとされ

る。晩年のベンサムの人民主権論においては、主権の主体は君主から「人民」へと一八〇度の大転換がなされるのである。

しかしながら、ベンサムのこのような根柢的な大転換の具体的プロセスを明らかにすることは、現段階で公開されている資料をもってしては不可能であるといわなければならない。先にみたアレヴィ説は代表的な通説であるが、これに対して、メアリ・マック女史は『ジュレミ・ベンサム——認識のオデッセー——』（一九六三年）においてアレヴィ説を「フィクション」であると批判しつつ、「フランス大革命はベンサムをデモクラットに変えるうえで決定的なものであった<sup>40)</sup>と断定し、さらに、「ベンサムは一八〇九年にジェームズ・ミルによってデモクラシーに改宗させられたのではなかった。かれは、一七九〇年に功利主義的理性の圧倒的な説得力によって自然にかつ必然的にデモクラシーに導かれていったのである<sup>41)</sup>と断言している。

このようなマック説は、従来の通説への大胆な挑戦であることは確かであろう。マック説によれば、ベンサムは、フランス大革命の直後にその影響によってすでにデモクラットへの基本的な転換を遂げていたことになる。

しかしながら、一七九〇年といえば『パノプチコン』の公刊の前年であり、かりにこの年にベンサムがデモクラットへ転換していたとするならば、パノプチコン建設運動の進め方が、かれが実際に展開したそれとは相当に違ったものになったはずであることは想像に難くないであろう。また、この期のベンサムの著作の中で、現段階で公刊されているものうちデモクラットの面目が躍如しているような著作はないと断言せざるをえないのである。この意味においては、マック説を裏づける有力な資料は決定的に不足しているのである。なお、「ベンサムの理論はフランス革命によって示唆されもしなかったし、修正されることもなかった<sup>43)</sup>とするステイヴンの通説<sup>42)</sup>的見解が留意されるべきであろう。

現段階で公刊されているベンサムの著作の中で、かれが明確にかつ肯定的に立法議会とその構成方法としての選挙制度に言及している文献は、一八〇二年にパリで公刊された『立法の理論』<sup>44)</sup>(全三巻)である。本書は、かれの弟子であったエティエンヌ・デュモンがかれの手稿を編集し仏語に翻訳して公刊されたものである。しかも、本書は、それまでにベンサムが公刊した著作のうちでは最も高い評価をうけたものとされている。かれは、まずパリにおいてその名声を獲得したのである。けれども、本書はかれの存命中には英訳版は公刊されず、リチャード・ヒルドレスによる英訳版が公刊されたのは一八四〇年であった。

『立法の理論』においてベンサムは、つぎのように述べている。かなり長文の引用になるが、きわめて重要なので、その部分を全文引用することにしよう。

「われわれが、そのような抽象的な観念の当然の帰結と思われるすべてのことを調べあげつつ国民代表制の問題についてふれるならば、われわれはついに、普通選挙制が確立されるべきである、とする結論に到達する。そうしてさらに、国民代表制がそのようなものとして値するためには、代表はできるだけしばしば選挙をうけなければならぬ、とする結論に到達するのである。

これらの同じ諸問題を功利の原理にしたがって解決しようとする場合に、理性に対して言葉をもってするわけにはゆかないであろう。われわれは結果のみを考慮しなければならないのである。立法議会の選挙においては、選挙権は国家によってそれを行使するにふさわしいと評価された人々以外には許されるべきではない。なぜならば、国民的信頼をもたない人々によってなされる選択は、そのようにして選出された議会の国民的信頼を弱めるであろうからである。

選挙人としてふさわしいとは考えられない人々とは、政治常識と十分な知識をもってしているとは考えられない

人々である。ところで、われわれは、政治常識の不足のゆえに自分自身を売ろうとする誘惑にかられるような人々や定まった住居をもたない人々や法によって禁止されている一定の犯罪について裁判所の法廷において有罪を宣告されたことのある人々には、政治常識があるなどと考えることはできない。われわれは、婦人に十分な知識があると考えることはできない。なぜならば、婦人はその家庭的条件が公務の遂行を不可能にしているからである。また、子供や一定年令以下の成人、さらにはその貧困のゆえに初等教育をうけたことのない人々に十分な知識があると考えることはできないのである。

これらの諸原理やこれと同じような諸原理によりながら、われわれは、選挙人になるために必要な諸資格を定めるべきである。そして同様な方法によって、抽象的な言葉によって行なわれている議論に注意を払うことなく、選挙を頻繁に行なうことの利点と損失を明らかにしつつ、立法議会の任期を確定するためにわれわれは理性を働かせねばならないのである<sup>45)</sup>」。

相当に長い引用ではあるが、この部分は、仏語版全三巻一、二〇二頁のうち一頁余でしかなく、英語版四七二頁のうち一頁弱でしかない。ここから読みとれることは、ベンサムは、普通選挙制を主張しながらも、かなり厳しい制限を付しており、それはいわゆる男子普通選挙制にもとうてい及ばないものである。このような選挙制度においては、選挙人はおそらく成人男子のせいぜい二―三〇パーセントにとどまるものと思われるのである。また、『立法の理論』においては、もちろん、人民主権が主張されているわけでもない。いずれにせよ、一番重要なことは、この期のベンサムがこのような選挙制度の実現を緊要かつ最重要課題として熱烈に強調したものである。ということであろう。それは、かれのさまざまな改革要求のうちの一つとして表現されているにすぎないのである。

このようにみてくれば、『立法の理論』をもってベンサムがデモクラットに転換したとはとうていいえないであろう。たしかに、ある変化がみられ、ある前進がみられる。しかし、それは基本的な変化ではないのであり、晩年の急進的な議会改革論を示唆しているものともいえないものである。しいていえば、議員任期一年制が示唆されているといえる程度にすぎないであろう。いずれにせよ、この期のベンサムの脳裡を占めていたものは、依然としてパノプチコンにほかならなかった。

さらにいえば、マック説のとおりに一七九〇年にベンサムがデモクラットに転換していたとするならば、デュモンがこれを看過することはまずありえなかったであろうことが考えられる。したがって、『立法の理論』にも相当のウエイトとスペースをもってその議会改革論が展開されたことであろう。また、『立法の理論』においては、功利の原理と功利の原理にもとづく立法改革の必要性が強調されているが、そのような立法改革をだれが遂行するのかという改革の推進主体とその方法論についてはほとんどふれられていないのである。少なくとも、この期のベンサムが改革の推進主体を人民に求めているという証拠はなにもない。

一八〇九年にベンサムは、『議会改革教義問答』を書いた。かれの六十一歳の時である。そのフルタイトルは、『議会改革教義問答すなわち問答形式における議会改革計画大綱』<sup>46)</sup>である。本書は、ボーリング版全集で十四頁しかない短いものであるが、かれの急進主義への基本的な大転換を物語る決定的な証拠である。しかしながら、かれが「その時以来今日まで、その利用に絶望して、この手稿はその他の数多くの手稿とともに書棚におかれたままであった」<sup>47)</sup>（強調―引用者）と述懐しているように、その公刊は大幅に遅れた。本書は、ボーリング版全集として一〇三頁という膨大な『序説』が付せられて、『議会改革計画論』として一八一七年にようやく公刊をみたものである。

一八一七年に、ベンサムはイギリスにおける急進的・議会議会改革論の熱烈な主張者として人々の前に公然と立ち現われたのである。そして、この年を期してかれは、精力的に議会議会改革論に取り組み、議会議会改革のために論陣を張るべく次々に著作を公刊ないしは執筆する。次節でみるように、『憲法典』の執筆は一八一八年に着手されており、翌十九年には、『急進的議会議会改革法案』を公刊し、『急進主義は危険ではない』を執筆している。以上の四冊ないし五冊<sup>48)</sup>が、かれの急進的な議会議会改革論の展開にかかわる主要な著作である。これらの著作によって、かれは、当時のイギリスにおいて盛り上がりつつあった議会議会改革の気運に理論的な展望を与えたのである。<sup>49)</sup>

## 五 急進的議会議会改革論の展開

『議会議会改革教義問答』は、十一のセクションと五一の問答から成り立っている。その主たる改革案を重要度の高いと思われる項目から列挙するならば、つぎのようなものがあげられるであろう。<sup>50)</sup>

- ① 選挙権拡大——一定額の納税をした成人男女と居留外国人にまで選挙権を拡大する。
- ② 秘密投票制——なお、郵便による投票方法を地域割選挙区に限り認める。
- ③ 平等選挙区制——六〇〇議席のうち四〇〇議席は地域割選挙区制（各選挙区の面積がほぼ均等になるように全国を四〇〇に分割して選挙区を確定し、一人一区の小選挙区制とする）によって選出し、二〇〇議席は人口割選挙区制（人口に比例して選挙区を確定するが、小選挙区制とは限らない。人口変動にもとづいて五〇年ないしは二五年に一度修正する）によって選出する。
- ④ 議員任期一年制（毎年総選挙）——国王に庶民院の解散権を認める。

⑤ 議事録の迅速なる定期的刊行。

⑥ 議員の議会への出席の日常化・時間厳守・絶対化——そのために「日別全議員出欠表」と「議員別年間出欠表」を公表する。

⑦ 供託制——立候補者は選挙時に選挙管理庁に四〇〇ポンドを供託し、当選した場合、議会に出席する毎に二ポンドの払い戻しをうける。

⑧ 官吏の被選挙権と議会での議決権を認めない。発言権と動議提案権は認める。

以上のような議会改革案は、十九世紀初頭のイギリスにおいては相当に思い切ったものではあった。しかしながら、当時の大衆の最も切実な政治的要求であった選挙権拡大については、選挙権の資格に納税という条件が付けられており、婦人にも選挙権が認められてはいるものの、事実上は大幅な制限選挙制の主張にとどまっているのである。けれども、三二年の第一次選挙法改正と比較してみると、この改革案がいかに思い切ったものであったかが再確認されてもよいであろう。

さらに、ベンサムが君主制と貴族制を大前提にして『問答』を展開しているところにその大きな特徴があるといえる。もちろん、かれは君主制と貴族制を積極的に擁護しているわけではない。けれども、のちにかれがそれらを厳しく批判しつつその廃絶を原理的に要求したとことと比較するならば、きわめて穏健なものであったといわざるをえないであろう。そこにはまだ、のちにみるような人民主権原理の主張はみられない。なによりもこの段階において、かれ自身がかれの議会改革案を「急進的である」とは位置づけていないところにその最大の特徴があるといえるのである。一八〇九年において、かれは自分自身を急進主義者であるとはまだ考えていなかった。

その八年後、ベンサムは『問答』への膨大な『序説』を書き、これらを一冊にまとめて公刊した。これが、『議  
会改革計画論』である。本書には、「急進的改革の必然性と漸進的改革の不充分性を示そうとするものである」と  
する副題が付けられている。そしてかれは、「イギリスは改革か革命かの瀬戸際に立っている」とする緊迫した情  
況認識に立ちつつ、革命を回避するための「唯一可能な救済策」<sup>52)</sup>として急進的な議会議案を提起したのであった。

一八一七年に、ベンサムは公然たる急進主義者として立ち現われる。かれは、改革それ自体に反対しているト  
ーリー党と漸進的な改革しか認めないホイッグ党を普遍的利益に反する腐敗した邪悪な特殊利益のみを追求して  
いる点で同罪であると断罪しつつ、人民に「組織的同盟」の必要性を強調したのであった。<sup>53)</sup>かれの思索の中で、  
《人民》は普遍的利益の担い手として大きく育っていたのである。そしてかれは、そのような普遍的利益の担い  
手を「人民の兵士」<sup>54)</sup> People's men と名づけた。ここにかれは、はじめて、急進的な議会議案改革の主体として、  
《人民》を発見したのであった。

それでは『問答』と『序説』の間には、どのような異同があるのであろうか。改革案の多くは基本的に一致し  
ており、『序説』は『問答』の諸論点を補足説明する形をとっている。しかしながら、そこには基本的な相違点が  
みられるのである。<sup>55)</sup>ここでは、三つの主たる相違点を指摘するにとどめよう。

第一点は、ベンサムが、君主制と貴族制を『序説』では厳しく批判している点があげられよう。かれは、君主  
制と貴族制を「ひとにぎりの支配者たち」<sup>56)</sup> ruling few であるとしつつ、これらの階級は「二つの特殊的で部分  
的で邪悪な利益」<sup>57)</sup>のみを追求しているのであって、普遍的利益を損ねていると批判している。けれども、なおも  
ここでは君主制と貴族制の廃絶は要求されていない。

第二点は、かれがデモクラシーを高らかに謳いあげていることが指摘できる。これは、もちろん、第一点と表



裏の関係にある。かれは、腐敗した君主制と貴族制にとって代わるべき政体としてはデモクラシーしかありえないとする地平に到達したのである。かれは、「急進的な改革によって構築されるであろう民主主義的な支配権力においてのみ、腐敗はその矯正手段をもつことができるであろうし、恒常的に機能しつづける矯正手段をもつことができるであろう。しかもそのような矯正手段のみが有効なものである」と述べている。<sup>58)</sup> そうしてかれは、議会改革とは何かを定義しつつ、さらに、「民主主義的利益に、つまり普遍的利益の側に、これまで共謀して部分的で邪悪な利益を追求してきた人々によって悲惨にも乱用されてきた支配権力を与えることである」と述べている。<sup>59)</sup> ここでは、デモクラシーと普遍的利益は同義語と考えられている。また、ここでのデモクラシーは、「代議制民主主義」であるとされている。それは、「人民によって行使される唯一の権力は人民の代理者を選ぶ権力であり、人民の代表者たちが人民の支配者を選ぶものである」と定義されている。<sup>60)</sup> ここには、明確に、人民主権の原理が表現されているのである。

第三点は、選挙権をもつ資格が『序説』ではよりゆるやかになっている点があげられる。かれは、選挙権を与える場合に規準となるべき諸原理として、①普遍的利益内包原理 *universal-interest-comprehension principle* ②合理的除外原理 *legitimate-defalcation principle* ③簡明快原理 *simplification principle* の三つの原理をあげている。<sup>61)</sup> 第一の原理は最大幸福原理の適用から成立するもので、この原理からすれば選挙権は原則としてすべての人民に与えられねばならない。第二の原理は、すべての人民に選挙権を与えることができないと考えられる場合に、だれをどのような規準にもとづいて除外するかを考える原理である。ベンサムはこの原理によって、①未成年者、②外国にある兵士と船員、③文盲は選挙権から除外されるのが合理的であるとしている。かれらには、その除外の原因がなくなれば、選挙権は与えられる。第三の原理は、明らかに知的能力において欠陥

がある者のみを選挙権から除外しようとするものであって、この原理は選挙権をもたない人々をできる限り少なくしようとするところにその目的があることは、アレヴィも指摘するとおりである。<sup>62)</sup> ベンサムはこの原理によって、外国人、社会からの追放者、<sup>アクトロフ</sup> 囚人、浮浪者、支払不能者、破産者、精神異常者を選挙権から除外すべきであるとしている。

このようなベンサムの普通選挙制度論は、『問答』における納税条件を選挙権資格から撤回するものであり、大いなる前進であった。しかし、かれは、婦人選挙権について『序説』においては、「読者が決定するであろう」として原理的にはこれを認めつつも、実際的にはその結論を回避している。これは、納税条件の撤回にもかかわらず、婦人参政権についてのある後退を意味するものであったといわざるをえないであろう。それにもかかわらず、かれは、『序説』においては、デモクラシーと人民の側に全面的に与しているのであって、急進主義的なデモクラットとしての政治的立場を宣言しているのである。

一八一七年は、ベンサムにとっては決定的な転換点であった。この転換は、かれをして『憲法典』の執筆に取り組ませつつ、一八一九年には『急進的議会改革法案』を公刊させることになった。これによってかれは、急進的な議会改革論者としての政治的立場を鮮明に確立したのである。

『急進的議会改革法案』は、ボーリング版全集で四〇頁と比較的短く、パンフレットにちかいものである。この法案は、十四のセクションと一四三条から成り立っている。この法案は、かれが「議会改革法」として即座に制定するように要求したものである。その内容は、『議会改革計画論』と大差はない。しかし、そこには、いくつかの重要な論点の異同がみられる。

ベンサムは、『法案』においては、急進的な議会改革の不可欠の要件として、選挙権の秘密性、普遍性、平等性、

毎年性の四つの要件を強調している。<sup>64)</sup>

ここで秘密性とは秘密投票制のことである。普遍性とは、選挙権の資格要件にかかわるものであり、選挙権は、身分、職業、財産、性などによって差別されてはならず、ひとしくすべての人々に与えられねばならないとする原則である。平等性とは、一人の選挙権者のもつ選挙権の効果と価値は平等でなければならぬとする原則であり、一人一票制と平等選挙区制を意味する。毎年性とは、議員の任期を一年とするものであり、選挙権は一年毎に行使されねばならないとする原則である。

『議会改革計画論』との相違点として第一に指摘できることは、『法案』においてベンサムが、とくに秘密投票制が改革の最も重要な柱であることを強調している点である。この点は、『問答』と比較して決定的に異なる点であり、『序説』と比較しても大きな相異点であるといえよう。かれは、「秘密性なくしては、改革を構成するあらゆる他の諸要素は無意味となるであろう<sup>65)</sup>」と述べ、さらに、「秘密投票なくしては、選挙権の普遍性も平等性も毎年性も全く問題外となるであろう。選挙権の普遍性と平等性と毎年性がない場合ですら、秘密投票はそれ自体としても充分なことをなしうるであろう<sup>66)</sup>」と述べている。かれは、秘密投票制が実現されるならば、公開投票制<sup>67)</sup>の弊害<sup>68)</sup>が除去される結果、その他の議会改革も大幅に前進するものと考えていた。かれは、「秘密投票は、完全な改革への強力な誓約となるであろうし、それ自体として完全な改革への重要な手段となるであろう<sup>69)</sup>」と考えていたのである。

第二の相違点としては、『法案』においては、婦人の選挙権が否定されていることが指摘できる。かれは、選挙権の普遍性を強調したのであったが、なぜかほとんどその理由の説明もなく、婦人の参政権を否定している。この点は、明らかに、大きな後退であり、これは『憲法典』における婦人参政権の否定への伏線となるものであった。

第三の相違点としては、かれが、急進的な議会改革がけっして私有財産制を脅かすものではないことをとくに強調していることが指摘できる。これは、すでに『序説』においてもみられるものであるが、<sup>70)</sup>『法案』においては、「所有権への危険だとするあらゆる絶叫は、ここでは弁解する必要はないであろう。もし急進主義のうちになんらかの真の危険があるとしても、それは漸進性によって避けられるであろう。……ここで漸進性とは、何もしいない漸進的進歩を意味するものではない。それは、人々がぜひとも選出したいと考えている、その人々によって真に選出された下院議員、すなわちその利益が普遍的利益であるような人々によって選出された下院議員の漸進的な議会進出にはかならないのである」(省略―引用者)として、かれは、急進的議会改革論に対する非理性的な攻撃を論外としつつも、たとえ急進的な議会改革が断行されたとしても、その現実的な変化は漸進的たらざるをえず、けっして私有財産制を破壊するものではないことを強調しているのである。そして、かれは、さらに、「急進主義に対して、怒鳴ったり、吠えたりすること以上によりよいものがこれまでに公にされたことがあったとしても、せいぜいそれは、憂慮されるべき結果として所有権の破壊をもたらすという断定の形においてであった」<sup>72)</sup>と述べつつ、『急進主義は危険ではない』とする著書の公刊を約束したのであった。<sup>73)</sup>このような私有財産制についてのかれの見解は、かれの政治的立場の意義と限界とを同時に物語っている。かれが革命家ではなく、「改革者」であった所以である。すなわち、かれは、私有財産制を大前提としてその急進的な議会改革論を展開したのであった。

しかしながら、これまでみてきたように、『急進的議会改革法案』は、十九世紀初頭のイギリスの政治情況の中では画期的な意義をもっていたといわなければならないであろう。なによりも、今日のわれわれにとってはきわめて常識的な人民主権論と普通選挙制への要求が、当時においては、私有財産制を破壊するものであるとか、体

制を転覆しようとするものであるとして非難されるほどに急進的であった情況が想起されるべきであろう。そのような政治的社会的状況においては、ベンサムの政治的急進主義は、まさしく根柢的な改革要求として成立したものにほかならないのである。

ベンサムは、一八一八年から『憲法典』の執筆に入る。『憲法典』は、全体としては、かれが死去する三二年までの十四年間に執筆された手稿から成るものである。その編者であるリチャード・ドアネも指摘するように、「それらの大部分は非常に混乱しており、未完成の状態にある」といわざるをえないものである。しかしながら、『憲法典』は、「ベンサム氏の最大著作<sup>75)</sup>」であり、「行政であれ司法であれ、国家の職務のどのような細部でさえも、かれの強い知性の把握をのがれたものはなかった<sup>76)</sup>」といえるであろう。このかぎりであれば、『憲法典』は、まさしくベンサムの最大かつ決定的な論著にほかならないものである。

『憲法典』は、ベンサムの生前には第一巻しか公刊されず、全体としてはボーリング版全集第九巻としてはじめて公刊された。それは、一八三二年の第一次選挙法改正の後のことである。したがって、アレヴィも指摘するように、『憲法典』が与えた第一次選挙法改正への影響は「多少少なかつたと思われる<sup>77)</sup>」といわざるをえない。けれども、ベンサムの主権国家理論の到達点を示す論著としては、『憲法典』は決定的に重要なものなのである。

『憲法典』においてベンサムは、君主制と貴族制を根柢的に批判し、**原・理・的**にはその廃絶を要求し、明確に共和制と民主権論および代議制民主主義論を主張している。『憲法典』は、それまでの急進的な議会改革論の範囲から大きく飛躍して、まさに国家構造 constitution それ自体の根柢的な改革を主張しているのである。

そのような改革要求の主要なものを列挙するならば、つぎのようなものがあげられるであろう。①共和制(君主制の廃止)、②民主権、③一院制最高立法議会(貴族院の廃止)、④通年議会、⑤男子普通選挙制、⑥秘密

投票制、⑦平等選挙区制、⑧議員任期一年制（毎年総選挙）、⑨議事録および議員出欠表の公表、⑩議員への歳費支給。

これらの画期的な改革要求は、三二年の第一次選挙法改正後のイギリスの国家構造と比較しても、なおも、その急進性を少しも失うものではなかった。それは、なおも、根柢的な改革要求でありつづけたといわなければならぬ。そしてこれらの根柢的な改革要求は、やがては、チャーチスト運動によって担われてゆくのである。

『憲法典』の分析とその思想上における位置づけについては、この小論ではどうも無理なので、稿を改めることにしたい。<sup>78)</sup>

なお最後に付言するならば、ベンサム初期と晩年の主権論における「一貫性」の問題がある。かれは、どのように一貫し、どのように一貫していなかったであろうか。明らかに、初期の啓蒙専制主義と晩年の人民主権論には、決定的な断絶がある。しかしながら、かれが、一元的・絶対的・全能的な主権論を展開した点では終始一貫していたのである。すなわち、一元的・絶対的・全能的な主権の主体を、初期は《君主》に、晩年は《人民》にかれが求めたにすぎないといえるのである。初期と晩年とは、主権の主体は決定的に変化した。けれども、主権は一元的たねばならないとしつつ、混合政体論を批判し、権力分立論を批判した点で、かれの初期と晩年は見事に一貫しているのである。<sup>79)</sup>

- (1) Bentham, J., *An Introduction to the Principles of Morals and Legislation*, printed 1780, first published 1789, 2nd ed., 1823.
- (2) Bentham, J., *A Fragment on Government*, 1776.
- (3) Blackstone, W., *Commentaries on the Laws of England*, 2 vols., 1765-9.

- (4) Bentham, J., *A Comment on the Commentaries*, written 1774-5. 本書の主たるテーマは、ロモン・ロウ批判であり、『政府論断章』は主として主権論を扱っているのが特徴である。したがって、この小論では、主として、『政府論断章』における主権論を取り扱うことにした。
- (5) Burns, J. H. & Hart, H. L. A. (ed.), *Introduction, to: A Comment on the Commentaries and A Fragment on Government*, *The Collected Works of Jeremy Bentham*, 1977, pp. xxiv-xxvi. 一九七七年に、『英法釈義注録』と『政府論断章』は、『Collected Works』の一巻に収録されて公刊された。
- (6) Blackstone, W., *op. cit.*, vol. I, p. 50.
- (7) ロックの権力分立論は、絶対王政に対する革命原理であり、事実、名誉革命を正当化する政治原理であった。また、モンテスキューの三権分立論も、絶対王政に対する批判原理であった。しかし、ブラックストーンのそれは、名誉革命によって確立された貴族階級のヘゲモニーを理論的に正当化しようとするものであり、しかも、理論即現実という形で現実の政治体制をそのまま是認している点で、ロックやモンテスキューとは根本的に違っている。
- (8) *A Fragment on Government*, *Collected Works*, p. 484. 以下、『Collected Works』に於て。
- (9) Hobbes, T., *Leviathan*, 1651. トーマス・ホブズ『リヴァイアサン』(水田洋・田中浩訳)、『世界の大思想13』(河出書房、一九六六年)所収、一一二—一一三頁。
- (10) *Fragment on Government*, p. 398.
- (11) *ibid.*, p. 398.
- (12) *ibid.*, p. 398.
- (13) Hobbes, T., *op. cit.*. 邦訳、前出、一一九—一二二頁。
- (14) Locke, J., *Two Treatises of Civil Government*, 1690. ジョン・ロック『市民政府論』(鶴飼信成訳、岩波文庫、一九六八年)一三七頁。
- (15) *Fragment on Government*, pp. 496-7.
- (16) *ibid.*, p. 498. 同ほほえ、ベンサムはなによりも政治の第一原理は「最大多数の最大幸福の原理」であると考えており、この原理を逸脱できるものではないことはかれの主権国家論の大前提となっている。なお、この点については、拙著『イギリス功利主義の政治思想』(現代情報社、一九七一年)、二八〇頁を参照。
- (17) Locke, J., *op. cit.*. 邦訳、前出、一四六頁。

- 81) Fragment on Government, p. 479 n.  
 82) 拙著、前出、七頁以下参照。  
 83) 拙稿「初期ベンサム」の啓蒙専制主義について(一)、『法学新報』第七九卷第四号(一九七二年)所載、四三頁以下参照。  
 84) Mill, J. S., Autobiography, 1873. シル『シル自伝』(朱牟田夏雄訳、岩波文庫、一九六〇年)、一一九頁。  
 85) 拙著、前出、一九一一頁。  
 86) Bentham, J., Of Laws in General, written 1782..  
 87) Of Laws in General, The Collected Works of Jeremy Bentham, 1970, p. 18.  
 88) *ibid.*, p. 5.  
 89) cf. The Works of Jeremy Bentham, ed. by John Bowring, 1838-43, vol. 1, p. 570. 以下、Worksを略記する。  
 90) ベンサムは、「ホッブスを専制主義の擁護者であると激しく批判しつつ、その名はロックの名のごとくに「醜悪である」(Bentham, J., Theory of Legislation, 1st French ed. by E. Dumont, 1802, trans. from the French by R. Hildreth, 1840, 2nd ed., 1864, rep. 1911, p. 72.) とおぼろげに述べ、そして「かれは「専制主義はいかなるところであれ、暴力と誤った宗教的信条の結果であった」(*ibid.*, p. 73.)と述べて、専制主義を厳しく批判している。かれが、たんなる専制主義に与してこないことはあまりにも明瞭である。  
 91) Bentham, J., Historical Preface intended for the Second Edition(1828), to: A Fragment on Government, Collected Works, p. 509.  
 92) cf. Bentham, J., The Constitutional Code, Works, vol. 9, p. 114.  
 なお、貴族制批判は「シル父子にとっても一貫して共通のテーマであった。シヨンは、『自伝』において、「父は英国憲法のあくまで貴族的な性格に読者の注意をむけた」(Mill, J. S., *op. cit.*, 邦訳、前出、八六頁)と述べつつ、父ジェームズが貴族の支配を「最も手きびしい非難をむけるべき的」(*ibid.*、邦訳、同前、九七頁)であることを強調していたと回想している。  
 93) 拙稿「初期ベンサムの『立法』観念における『刑法』の位置」(『神奈川法学』第一二巻第二・三合併号所載、一九七七年)は、初期ベンサムの立法観念において刑法が決定的に重要な位置を占めていたことを明らかにしつつ、その論拠を究明しようとしたものである。



- (31) 拙稿、同前、一一四頁以下参照。拙著、前出、一六八頁以下参照。
- (32) 拙稿、同前、一一〇頁以下参照。拙著、同前、二三四頁以下参照。なお、パノフチコンについては、フーコー『監獄の誕生』に鋭い洞察が展開されている。Foucault, M., *Surveiller et Punir - Naissance de la prison*, 1975. 『ミエル・フーコー『監獄の誕生—監視と処罰—』(田村徹訳、新潮社、一九七七年)、一九八—二二八頁参照。
- (33) その詳しい経緯については、拙著、前出、二四〇頁以下参照。
- (34) Halévy, E., *La Formation du Radicalisme Philosophique*, 3 vols., 1901. なお、本書は、メアリ・モリスに与つて英訳され一九二八年に“The Growth of Philosophic Radicalism”とつて公刊されている。
- (35) Halévy, E., *The Growth of Philosophic Radicalism*. Eng. trans. by M. Morris, 1928, New ed., 1949, rep. 1952, p. 251.
- (36) Barker, E., Introduction, to: James Mill, *An Essay on Government*, 1937, pp. xii—xiii.
- (37) Halévy, E., op. cit., p. 254.
- (38) 拙著、前出、三九—四〇頁。ランスドーン侯 marquis of Lansdowne の前身は、シェルバーン卿 Lord Shelburne であり、かれは、一七八二年七月から翌年二月まで首相に就任している。
- (39) Mack, M. P., *Jeremy Bentham: An odyssey of ideas*, 1963, p. 17.
- (40) *ibid.*, p. 432.
- (41) *ibid.*, p. 438.
- (42) 一七九〇年におけるベンサムのデモクラットへの転換に関するマック女史の資料は、主としてフランス革命後のフランスの政治形態のあり方についてのベンサムのメモないしは書簡であつて、そこにおいては、ベンサムは、たしかに、フランスにおいては普通選挙制度にもとづく国民議会の確立を推奨してはいる。けれども、かれは、これを当時のフランスにおける最良の政治形態と考えていたにすぎないのであつて、直ちにそれがイギリスにおいても実現されるべきだとは考えていなかったようである。事実、マック女史が紹介しているベンサムのモレル宛伝書簡には、つぎのような記述がみられる。
- 「この二つの国の立場ほど違うものはありません。……私たちにとつては、すべてのことがすでになされております。……あなたがたにとつては、すべてのことがなされるべくしてなされていらないのです。私は、あなたが完全に平等な代  
表制を確立することを見たいものだ」と強く希望してはおりますが、私自身の国について同様の見解が形成されるべきだ

とする充分な根拠を見い出すことはできないと認めざるをえませぬ」(Mack, M. P., op. cit., p. 416.)。なお、この書簡には日付がないのであるが、マック女史は、この書簡が書かれたのは、一七八九年であると推測している。

- (43) Stephen, L., *The English Utilitarians*, 1900, vol. 1, p. 195.
- (44) Bentham, J., *Traité de Legislation civil et pénale*, par Et. Dumont, 3 vols., 1802.
- (45) *Theory of Legislation*, p. 81.
- (46) Bentham, J., *Catechism of Parliamentary Reform; or Outline of a Plan of Parliamentary Reform; in the Form of Question and Answer*, Works, vol. 3, p. 539.
- (47) *ibid.*, p. 435.
- (48) 『議会改革教義問答』と『序説』の間にはかなりの異同がみられるために、『議会改革計画論』は、各々が独立した二つの著作から成り立っているものとみなすことが適当であろう。
- (49) しかしながら、『急進主義は危険ではない』が公刊されたのは一八三二年の第一次選挙法改正の後であり、ボーリング版全集第三巻に収録されてであった。また、『憲法典』は、当初は全三巻で、その後は全三巻の予定で、一八二七年に第一巻が印刷され、一八三〇年に公刊された。同三〇年には第二巻が印刷されたが公刊はされなかった。『憲法典』は、全体としてはベンサムの死後にボーリング版全集第九巻としてはじめて公刊されたものである(Doane, R., Note by the Editor, to: *The Constitutional Code*, Works, vol. 9, p. iii.)。
- (50) *Catechism*, Works, vol. 3, pp. 539 - 552.
- (51) Bentham, J., *Plan of Parliamentary Reform in the Form of a Catechism*, Works, vol. 3, p. 435.
- (52) *ibid.*, p. 435.
- (53) *ibid.*, pp. 527-8.
- (54) *ibid.*, p. 527.
- (55) ベンサムの急進主義化については、岩佐幹三、西口進両氏の一連の研究がある。とくに、岩佐幹三「転換期におけるベンサムの政治思想―議会改革論の形成をめぐる―」(『金沢法学』第十一巻第一号所載、一九六五年)は、ベンサムの急進主義の諸契機を時代情況との関連において考察している。また、西口進「ベンサムの議会制度改革案とその階級的性格」(『法文論叢(法科篇)』第十一号所載、熊本大学法文学会、一九五九年)では、ベンサムの『問答』、『序説』、『急進的議

会改革法案』、『憲法典』の間の諸論点の異同についての比較が試みられている。

- (56) Plan of Parliamentary Reform, Works, vol. 3, p. 441.  
 (57) *ibid.*, p. 446.  
 (58) *ibid.*, p. 441.  
 (59) *ibid.*, p. 446.  
 (60) *ibid.*, p. 447.  
 (61) *ibid.*, pp. 462-4.  
 (62) Haley, E., *op. cit.*, p. 416.  
 (63) Plan of Parliamentary Reform, Works, vol. 3, p. 463.  
 (64) Radical Reform Bill, Works, vol. 3, p. 558.  
 (65) *ibid.*, p. 559.  
 (66) *ibid.*, p. 562.  
 (67) J. S. ミルは、公開投票制を主張した。この点は、ベンサムとミルの決定的な相違点の一つである。cf. Mill, J.S., Considerations on Representative Government, 1861. ミル『代議制統治論』(水田洋・田中浩訳)、『世界の大思想 II-6』(河出書房、一九六七年)所収、二九六頁以下参照。  
 (68) ベンサムは、秘密投票制によって避けることができる諸弊害として、つぎの一〇の弊害をあげている(Radical Reform Bill, Works, vol. 3, pp. 558-9.)。①不本意な投票、棄権、無効投票、②強制、③腐敗、④不誠実、⑤投票場に行くことの心痛とその費用、⑥人間相互間の不必要な仲たがいと当然に起こると思われる悪意、⑦暴動による人身と財産への危害、⑧中傷による名誉毀損、⑨訴訟による心痛とその費用、⑩その他の原因による不必要な費用。
- (69) *ibid.*, p. 562.  
 (70) *ibid.*, pp. 466, 476.  
 (71) *ibid.*, p. 562.  
 (72) *ibid.*, p. 563.  
 (73) これは、一八一九年から翌年にかけて執筆されたものであったが、結果的にはベンサムの生前には公刊されなかった。それは、ボーリング版全集第三巻に収録されてはじめて公刊された。

- (74) Doane, R., Note by the Editor, to: The Constitutional Code, Works, vol. 9, p. iv.
- (75) *ibid.*, p. iv.
- (76) *ibid.*, p. iv.
- (77) Halévy, E., *op. cit.*, p. 404.
- (78) 拙著「前出「二七」二頁以下において多少の分析が試みられている。
- (79) 拙稿「初期ベンサムの啓蒙専制主義について(二)」、『法学新報』第七九卷第五号(一九七二年)所載、九七頁以下  
参照。